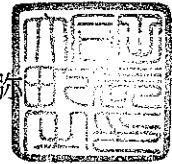


ま 政 第 550 号
令和 5 年 2 月 1 日

公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）
代表 渡辺 百合子 様

大石田町長 村 岡 藤 弥



回 答 書

日頃から当町の行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年12月18日付けで要望ありましたことについて、別紙のと
おり回答いたします。

〒999-4112

山形県北村山郡大石田町緑町1番地

大石田町まちづくり推進課 政策推進グループ

TEL 0237-35-2111（内線223）

要望 1 継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとることについて

回答 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項において、「採用は競争試験又は選考による」と規定されており、同条第 2 項で会計年度任用職員の任期は、「一会計年度」とされています。

また、同法第 13 条の「平等取扱いの原則」を踏まえ、年齢や性別に関係なく平等に機会を与える必要があることから、公募は必要であると考えます。なお、客観的な能力実証の結果により、「再度の任用」を行っておりますが、平等取扱いの原則の観点から、4 回を上限としております。

要望 2 年度末に向けて 30 名以上の離職者が生じる時は、「労働施策総合推進法」27 条 2 項に基づき、厚生労働大臣あてに「大量雇用変動」を通知することについて

回答 30 名以上の離職の予定はありません。

要望 3 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組むことについて

回答 報酬、費用弁償及び諸手当については、地方自治法第 203 条の 2 の規定に基づき条例で定めております。また、勤務条件については、地方公務員法第 24 条第 4 項及び同条第 5 項の規定に基づき条例で定めております。休暇制度や福利厚生については、国家公務員（非常勤職員）への準拠が基本になりますが、可能な限り常勤職員との格差是正を行いたいと考えております。報酬については、同法第 24 条の規定に基づき、職務と責任に応じて決定するものと理解しております。

要望 4 国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する提言について

回答 現行制度の範囲内での運用が基本になるものと考えております。